

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○公印の新調	（私学文書課）	—
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（共同参画社会推進課）	—
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	—
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（障害福祉課）	—
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（同）	—
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	—
○道路の供用開始（二件）	（道路課）	—
正 誤		
○宮城県公報第二二八二号中		三
○宮城県公報平成一三年号外第二一〇号中		三

## 告 示

○宮城県告示第六百十六号  
次のとおり公印を新調した。  
平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日
----	----	----	----	---------

○宮城県告示第六百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 H.Sスポーツクラブ

一 代表者の氏名 大野 章

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区鶴ヶ谷二・八・一

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県民に対して、スポーツ（サッカー、バスケットボール、バレーボール他）の普及に関する事業を行い、地域と社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年八月十五日

○宮城県告示第六百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 印	知事 印	一般横書 文書用		平成二十三年 八月二十四日

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
蔵王町国民健康保険 蔵王病院	蔵王町大字円田字和田一三	平成二十三年八月九日	平成二十六年八月八日
仙台循環器病センター	仙台市泉区本町二・一	平成二十三年七月十一日	平成二十六年七月十一日

栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一、一	日	平成二十三年八月九日	平成二十六年八月八日
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二〇〇	日	平成二十三年八月九日	平成二十六年八月八日

○宮城県告示第六百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇五〇〇〇四五	設置者名	社会福祉法人キンクス・ガーデン宮城	事業所の名称及び所在地	変更年月日
		変更前	幸町プランチ 気仙沼市幸町四・五・九		平成二十三年四月一日
		変更後	幸町プランチ 一気仙沼市三日町三・一・一 キンクス・タウン内		

○宮城県告示第六百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五五〇〇二八九	事業所の名称及び所在地	加茂はげみホーム 仙台市泉区加茂二丁目二十四番地一	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 仙台はげみの会	指定年月日	平成二十三年九月一日
-------	------------	-------------	------------------------------	---------------	------	------	-------------------	-------	------------

○宮城県告示第六百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 六頭

四 発生場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十三年八月二十二日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	一般国道	路線名	百十三号	供用開始の区間	伊具郡丸森町大内字登木戸四一番三地先から 同町大内字横手三四番三地先まで	供用開始年月日	平成二十三年九月二日
-------	------	-----	------	---------	---	---------	------------

○宮城県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路 種類の	越河角田線	供用開始の 区間	伊具郡丸森町耕野字門ノ内七番地先から 同町耕野字鍋堀一番四地先まで	供用開始年月日	平成二十三年 九月二日
-----------	-------	-------------	--------------------------------------	---------	----------------

正 誤

○宮城県公報第二二八二号(平成二十三年八月十九日付け)中

ページ

七

上 段

一 行

正

公安委員会	2	0	0	0	1	1
警察本部長	54	1	1	6	0	1
					22	4

誤

公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	56	1	1	6	0	1
					23	5

○宮城県公報平成二十三年号外第二〇号(平成二十三年三月三十日付け)中

ページ

一〇

上 段

後ろか  
ら二二

正

宮城県子ども総合センター

誤

宮城県みやぎ子ども総合センター